平成21年(2009年)第2回 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会会議録

8月27日 (木)

午前10時00分 開会 午後 0時39分 閉会

平成21年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会(8月定例会)会議録(第7号)

平成21年8月27日(木曜日)午前10時00分開議

○出席議員

2番、下地秀一議員

3番、与那嶺誠議員 4番、座波一議員

6番、島勝政議員

7番、宮城寛諄議員8番、比嘉瑞己議員9番、嘉手苅光徳議員10番、城間勇議員11番、中村重一議員12番、中村勇議員

14番、比嘉敦子議員

15番、永山盛廣議員16番、宮里洋一議員17番、又吉栄議員18番、伊芸孝議員19番、金城利光議員20番、宮城博議員

21番、宮平秀保議員

23番、宮城弘子議員 24番、賀数武治議員 25番知念善信議長

○欠席議員

1番、上門孝子議員 5番、金城信光議員 13番、仲眞由利子議員 22番、富春治議員

○説明のため出席した者

 広域連合長
 島袋 俊夫

 副広域連合長
 古堅 國雄

 副広域連合長
 儀武 剛

 事務局長
 島袋 庄一

総務課 副主幹 石川 勉

管理課 課長 具志堅 興淳 主査 嘉陽 宗彦 主査 大城 司

主查 山口 久美子 主任主事 宜保 友司

事業課 課長 宮城 清 副主幹 仲間 常子 主査 徳元 睦 主事 外間 喜人

会計室 室長 島袋 朝以

○職務のため出席した者

 書
 記
 仲地 紀男

 書
 記
 大城 裕昭

 書
 記
 鈴木 亜理沙

平成21年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程

第 1	会議録署名議員の指名について
/14 =	

- 第2 会期の決定について
- 第3 沖縄県後期高齢者医療広域連合長あいさつ
- 第4 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員の選任について
- 第5同意議案第1号 沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任 同意について
- 第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第3号)
- 第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例)
- 第8 議案第9号 沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の 一部を改正する条例について
- 第9 議案第10号 沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について
- 第10 議案第11号 沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 第11 認定第1号 平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算認定について
- 第12 認定第2号 平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出 決算認定について
- 第13 議案第12号 平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号) について
- 第14 議案第12号 平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第1号) について
- 第15 一般質問 1名
- 第16 閉会中の継続審査の申し出について

〇議長(知念善信)

これより平成21年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

〇議長(知念善信)

この際、諸般の報告をいたします。

上門議員・金城信光議員・富議員・仲眞議員から本日は欠席する旨の届け出がありました。

次に、平成21年3月28日付で浦添市区選出の又吉栄議員が任期満了となり、同選挙区から又吉幸子議員が当選されました。

また、平成21年6月8日付で多良間村・与那国町・竹富町選出の豊見城玄淳議員が任期満了となり、 同選挙区から嘉手苅光徳議員が当選されました。

また、平成21年8月3日付けで那覇市選挙区の湧川朝渉議員・永山盛廣議員が任期満了となり、同選挙区から永山盛廣議員・比嘉瑞己議員が当選されました。

今回新たに当選された又吉幸子議員、嘉手苅光徳議員、永山盛廣議員、比嘉瑞己議員の議席に関連し、 会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

又吉幸子議員を17番に、嘉手苅光徳議員を9番に、比嘉瑞己議員を8番に永山盛廣議員を15番に指定 します。指定した議席は、お手元に配りしました議席表のとおりであります。

次に、本県後期高齢者医療広域連合の初代連合長でありました、知念恒男うるま市長は、5月14日付けで勇退されました。

後任の2代目連合長島袋俊夫うるま市長が、連合長選挙を経て6月12日付で就任されています。

次に、8月13日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

また、沖縄県後期高齢者医療広域連合代表監査委員より例月出納検査及び平成20年度定例監査の結果 報告がありましたのでお手元に配付しておきました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議事日程表のとおり、本日の日程といたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって議事日程表のとおり、本日の日程とすることに決しました。

〇議長(知念善信)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において永山盛廣議員と宮里洋一議員を指名いたします。

〇議長(知念善信)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日8月27日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって会期は8月27日の1日間と決定いたしました。

〇議長(知念善信)

日程第3、沖縄県後期高齢者医療広域連合長の就任挨拶をいただきたいと思います。島袋俊夫連合長 ご挨拶をお願いいたします。

〇連合長(島袋俊夫)

おはようございます。

平成21年度第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

私は、平成21年6月12日に執行されました広域連合長選挙におきまして、県内市町村長から多くのご支持をたまわり、広域連合長の重責を担うことになりましたうるま市長の島袋俊夫でございます。よろしくお願いいたします。

さて、平成20年4月に施行されました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は、現役世代と高齢者世代の医療の負担についてのルールを明確にし、国民全体で高齢者の適切な医療を支え合う制度として、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するために設けられた制度でございます。

国におきましては、引き続き制度が安心して利用できるよう見直し、改善策を図っているところでございます。

広域連合おきましても国の改善策に対しては迅速に対応し、制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。

制度の運営にあたりましては、県内すべての市町村と連携強化を図り、高齢者の皆様が安心して医療が受けられますよう丁寧、親切な事務の執行に努め、高齢者の福祉の向上及び健康増進に向けて諸施策を展開していく所存でございます。

議員各位のご協力、ご指導をお願い申し上げますとともに、就任のご挨拶といたします。

なお、本定例会に承認案件等10件の議案を提出してございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

平成21年8月27日。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

島袋連合長ありがとうございました。

〇議長(知念善信)

日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について議題といたします。 議会運営員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、永山盛廣議員を 指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました永山盛廣議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

〇議長(知念善信)

日程第5、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

おはようございます。

それでは、同意議案第1号についてご説明申し上げます。

現在の識見を有する監査委員高嶺善包氏が平成21年8月31日をもって辞任したい旨の申し出があります。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、識見を有する監査委員を選任する必要があります。後任につきまして、日本公認会計士沖縄会に監査委員の推薦を依頼いたしましたところ、有銘寛之氏の推薦をいただきました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員に有銘寛之氏を選任することに議会の同意を 求めるものであります。よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより同意議案第1号について採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

〇議長(知念善信)

日程第6、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成20年度沖縄県後期高齢者 医療広域連合一般会計補正予算(補正第3号))について議題といたします。

提案者の説明を求めます。島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

それでは承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年8月27日。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

詳細について説明を申し上げます。

まず、歳入についてお手元の議案書綴りの11ページと12ページをご覧いただきたいと思います。

議案書綴り12ページをお願いします。

第2款国庫支出金第2項1目国庫補助金で、平成20年度分として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金がことしの3月26日に急遽、国より増額交付されましたので、国庫補助金として増額計上しております。

次に、第4款第1項1目利子及び配当金は、基金積立金の預金利子94万9,375円を、沖縄県後期高齢者 医療広域連後期高齢者医療臨時特例基金条例第4条の規定により、一般会計に歳入計上しております。 次に第5款繰入金は、基金から預金利子分の取崩分の計上となっております。

次に歳出についてであります。議案書綴りの13ページと14ページをごらんいただきたいと思います。 第2款総務費第1項総務管理費1目一般管理費、これは2億5,096万4,000円を計上してありますが、 臨時特例基金積立金として、預金利子と合わせて基金へ積み立ていたします。

職員手当につきましては、前年度は制度施行と同時に長寿医療制度の見直しと、制度改正が行われ、多くの事務処理が発生し、職員は時間外勤務を余儀なくされました。想定以上の事務に対応するために、職員の時間外手当が不足、期末勤勉手当を32万2,000円減額し、時間外勤務手当を同額増額しました。時間外勤務手当を支給するための予算を同一節内ということでの補正でございます。議会を招集するいとまがなかったために、やむを得ず専決処分を行ったものであります。議員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇議長(知念善信)

日程第7、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて (沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(「議長、休憩お願いします」と言う

者あり)

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時26分 再開)

〇議長(知念善信)

再開します。

〇議長(知念善信)

日程第7、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について議題といたします。

提案者の説明を連合長お願いします。

〇連合長(島袋俊夫)

議事進行につきまして、まだ熟知してない旨、先ほどは失礼いたしました。

改めて提案申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法(昭和22年法律97条)第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療の広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

理由等につきましてご説明申し上げます。

提案理由承認第2号についてご説明を申し上げます。平成21年度における所得の少ない方の保険料に係る均等割額を7割から8.5割に軽減することについて、平成21年4月1日から適用させるために、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じました。議会を招集するいとまがなかったために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会が議決すべき事件を専決処分し、保険料の軽減を実施いたしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでありますが、本件につきましては、あらかじめ県に事前協議を行い承認をされております。

議員各位のご理解とご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇議長(知念善信)

日程第8、議案第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

議案第9号について提案を申し上げます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合に沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会を新たに設置するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例(平成19年条例第28号)の一部を改正する。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

なお、説明につきましては事務局にいたさせます。よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

詳細について、事務局長、説明をお願いします。

〇事務局長(島袋庄一)

それでは、議案第9号の詳細につきましてご説明いたします。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合に新たな附属機関を設置するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案であります。

医療広域連合附属機関の設置に関する条例の別表第2条関係に、沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会を加える。同懇話会は、広く関係者から意見を聴取し、後期高齢者医療制度及び広域連合の適切かつ円滑な運営を図るために設置するものであります。

同懇話会は、国民健康保険運営協議会に相当するもので、構成員としまして、被保険者代表、医療保険者代表、保険医、保険薬剤師代表、学識経験者など公益代表全員で10名の委員による構成を考えております。

審議事項につきましては、広域連合の広域計画や保険料率など広域連合長が特に必要と認める事項について広く意見を聴取するための懇話会でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより、本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(知念善信)

日程第9、議案第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

議案第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合に後期高齢者制度懇話会を設置するため、委員に対する費用弁償を支 弁するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年3月5日沖縄県後 期高齢者医療広域連合条例第7号)の一部を改正するため提案する。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

以下、説明につきましては、事務局にいたさせます。よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

議案第10号の詳細につきましてご説明申し上げます。

先ほどの議決に基づきまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合に後期高齢者医療制度及び当広域連合に対し、広く意見を述べる機会を設けるための懇話会が設置されます。

懇話会の委員の構成を10名とし、委員に被保険者代表、保険者代表、医療機関代表、見識を有する者 及び公益を代表するものとし、連合長が委嘱いたします。

懇話会に就任していただく委員に、報酬及び費用弁償を支弁するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償の別表(第2条関係)を改正し、懇話会委員の報酬として、会長を日額9,300円、委員を日額8,000円、費用弁償として旅費相当額実費といたします。

以上が条例改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(知念善信)

日程第10、議案第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部 を改正する条例について議題といたします。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

議案第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する 条例について。

平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割軽減されている被保険者に係る均等割額の減額の ための財源に充てるための沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成 20年4月1日条例第1号)の一部を改正するため提案する。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

以下、説明につきましては事務局にいたさせます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

議案第11号の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

平成20年度に引き続き、平成21年度においても、広域連合が行う均等割額が7割軽減されている被保険者に係る均等割額を8.5割に軽減するための税源に充てるため、国から交付される医療制度円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てることができるようにするため、同臨時特例基金条例の一部を改正する必要が生じました。

以上が、提案説明でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(知念善信)

日程第11、認定第1号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

認定第1号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広

域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付す。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

以下、説明につきましては事務局にいたさせます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

〇議長(知念善信)

島袋朝以会計室長。

〇会計室長(島袋朝以)

認定第1号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、24ページをお願いいたします。

24ページに目次を記載されています。

会計別決算総括表で、一般会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する 調書、財産に関する調書等を記載してございます。

それでは25ページをお願いいたします。

決算総括表で歳入予算現額17億6,374万7,000円、収入済額17億6,129万2,640円、比較で245万4,356円の減となっております。

次に、26ページの歳出で申しますと、予算現額17億6,374万7,000円、支出済額17億4,351万2,418円、2,023万4,582円の不用額となっております。

また、収入済額と支出済額の比較で1,778万226円でございます。

詳細については、歳入の31・32ページのほうで、事項別歳出でご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、予算現額・調定額が2億3,200万円、収入済額2億3,200万円で、収入率予算現額が調定額に対して100%でございます。

2 款国庫支出金、予算現額 9 億4,078万円、調定額 9 億3,942万1,229円、収入済額 9 億3,942万1,229円、収入率は予算現額に対し99.86%、調定について100%となっております。

内訳で申しますと、1項国庫負担金、収入済額2,560万1,848円。保険料不均一賦課負担金で保険料が減額になった分の国庫負担金となっております。

2項国庫補助金、収入済額9億1,381万9,381円。これは高齢者医療制度を円滑に運営するための臨時 特例交付金で制度移行により、被扶養者であった方々の保険料減額の財源に充てるものでございます。

3 款県支出金、予算現額2,696万1,000円、収入済額2,560万1,848円、予算現額に対し94.96%、調定で100%となっております。

- 2項県補助金は費目存置でございます。
- 4款財産収入、収入済額94万9,375円で予算現額・調定に対しても100%となっております。
- 5 款繰入金、収入済額 3 億8,390万5,994円、予算現額・調定額に対してほぼ100%となっております。 33ページ・34ページで、6 款の繰越金 1 億7,900万7,536円。

7款諸収入、調定額・収入済額とも40万6,662円となっております。

収入済額合計17億6,129万2,644円。収入率、予算現額合計に対して99.86%、調定額で100%となって おります。

次に35ページ・36ページの歳出の説明を申し上げます。

1 款議会費、予算現額362万6,000円に対し、支出済額252万5,522円、不用額109万9,478円、執行率で69.68%でございます。主な不用額は9節の旅費、13節の委託料で、議会の開催回数の減によるものでございます。

2款総務費、予算現額17億411万9,000円、支出済額16億8,978万2,200円、不用額1,433万6,800円、執

行率で99.16%。不用額は2節の給料、3節の職員手当等、9節の旅費、これは派遣職員の人事異動によるものでございます。

次に37ページ・38ページをお願いします。

- 2項選挙費で委員会が開催されなかったための不用額となっております。
- 3項監査委員会費で監査回数の減が主な理由で不用額となっております。

次に39ページ、40ページ。

- 3 款民生費、予算現額5,392万円、支出済額5,120万3,696円、執行率で94.96%、不用額が271万6,304円。これは老人福祉費の確定によるものでございます。
 - 4款公債費は費目存置でございます。
 - 5 款予備費、予算現額・不用額とも208万1,000円となっております。

歳出予算現額合計17億6,374万7,000円、支出済額合計17億4,351万2,418円、不用額2,023万4,582円、 執行率で98.85%となっております。

なお決算書のほか、41ページに実質収支に関する調書、42ページに財産に関する調書、68ページに監査委員の意見を添えてございます。ご参照のうえご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

中村重一議員。

〇中村重一議員

被保険者の数が、11万1,334人となっておりますけれども、世帯数は何世帯であるのか。

それから、監査のほうで保険料の収入未済額が3億2,082万円余りとなっているんですが、これは何人の方が滞納されているのか。滞納数、それと、滞納世帯も示していただきたいと思います。

それから、その中で保険給付費の不用額が、当初予算よりも大幅増となっていると。その理由が、原 因等を究明し多額の不用額を出さないようにということで示されているんですが、この理由ですよね。 保険給付費の不用額が増えている理由。例えば病院に行くのを控えるとか、そういう影響も出ているの かどうかですね。

(「中村議員、ページ数を教えてく

ださい」と言う者あり)

今、監査意見の中から言っているわけです。最初に言いましたけれども。

監査意見は74ページにありますけれども、見ていただけますか。よろしいですか。

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

中村重一議員、続けてください。

〇中村重一議員

これ基本的なところなんですよ、数字は。例えば、今保険者数が11万人余り。それから世帯数がわからないわけですよ。先ほど言われました軽減分についても、あれは均等割というのは世帯ですよね。保険者一人一人が減額なりますか。そこのところで、世帯数もきちっと押さえておきたいというところなんです。

そこのところ、よろしいでしょうか。

〇議長(知念善信)

まだあるんですよね。

〇中村重一議員

保健事業は特別会計のかかわりがあるんですけれども、例えば健康診査費が対象者がこれも10万9,000 人となっているんですけど、事業の対象者ですよ。ところが、被保険者数が11万余りですよね。2,000 人余りの差があるんですけれども、その対象の状況はどうなっているのか、その成果の中で数字が違う ものですから。

それから、例えば受診率が18.6%であるんだけれども、ペナルティーの関係とかが、これは補助金とのかかわりが出てくる問題があるものですから、18.6%の健診率、これはペナルティーとの関係でどうなるのかどうかですね。これは普通にいう特別会計もかかわってくる問題として監査意見、それから主要施策の成果の中で触れているわけです。そこのところを、答えられるんでしたら説明願いたいと思います。

〇議長(知念善信)

当局の答弁を求めます。

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

管理課長の具志堅です。よろしくお願いいたします。

今、中村議員からの質疑ですけれども、まず特別会計分に係るところの委員監査、76ページのところですか。まず、被保険者数の数なんですけれども、ここに書いているとおり、11万334名ということですね。それで質問の中で世帯数ということでございましたけれども、この後期高齢者医療制度は、個人単位で保険料を賦課するものですので、世帯数については当局のほうは把握しておりません。

そして、均等割部分の軽減分ですね。今回、先ほどの臨時特例金の条例改正でもあったんですけれども、7割から8.5割に軽減されている方ですね。この方たちが、平成20年度におきましては、約4万7,000人ほどおります。以上です。

〇議長(知念善信)

中村重一議員、よろしいでしょうか。

〇中村重一議員

滞納者数というのは、答弁漏れです。これはあとでやるんですか。

〇議長(知念善信)

当局、答弁漏れがあるそうですけど。

宮城清事業課長。

〇事業課長(宮城清)

お答えいたします。

健診の受診率について、それが高い・低いということがよく言われておりますけれども、この健診率が低いからということで、ペナルティーということはあるのかというご質疑だったと思うんですが、そういうのは現在ないということです。

〇議長(知念善信)

中村重一議員。

〇中村重一議員

確認しておきますけれども、軽減数が 4 万7,000人余りということですけれども、世帯軽減はないわけですね。確認しておきます。

それから、3億2,000万余りの未収があったんですけれども、これは保険料滞納というんですかね、それが何人ぐらいいらっしゃるのか、その中でいわゆる1年以上滞納すると保険資格証を発行すると。保険証返還を求めて資格証を発行するということになっていますよね。そういう場合に何名ぐらいの方に資格証明書が発行されているのか、あるいは発行されていないのか等も含めてお願いしたいと思います。それから、国民健康保険の中では、受診、メタボ健診率が低いと補助率をペナルティーとして削減するということがあるんですが、これは後期医療制度ではないのかどうか。もう一度確認しておきたいと思います。

〇議長(知念善信)

当局の答弁を求めます。

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

それでは、お答えいたします。

まず保険料の滞納者数ということでございますけれども、5月末の出納閉鎖時点の数のほうが、約5,000名余りの方が滞納しております。

そして、滞納者に係る方の資格証明書の発行という点のご質問でございますけれども、まず資格証明書については、国のほうからも慎重に取り扱うという通達もきておりますし、まずは滞納している方の生活の状況、もしくはいろいろ市町村の窓口できめ細かい相談を受けて、分納の促進、保険料を納めていただくための分納の誓約とか、そういうことも踏まえて、まずはその観点から期間の短い短期証というものをまずは発行する予定にしております。

その方たちが約5,000名いる中で、今のところ3,000名余り市町村のほうから短期証を発行しているところです。原則その期間は2カ月ということになっています。

世帯割についてのご質問ですが、保険料については均等割部分と所得割部分の合計ということの保険料になっておりますので、国保が導入されている世帯割についてはございません。

以上でございます。

〇議長(知念善信)

中村重一議員。

〇中村重一議員

滞納は、被保険者の約5%近くということですけれども、その中で3,000名の短期証発行ということですが、資格証明の発行はないということで確認してよろしいですか。

〇議長(知念善信)

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

そうです。

〇議長(知念善信)

宮城清事業課長。

〇事業課長(宮城清)

中村議員の先ほどの健診についてお答えいたします。

この議案書の81ページをちょっとお開けいただきたいと思うんですが、そちらの一番下の(5)の欄に、この健診を受けた方の数が10万9,076名とありますけれども、10万9,076人というのは、我々広域連合のほうから受診券を発行した数でありまして、したがって被保険者全員が健診を受けるわけではなくて、また受診券も全員分を発行するわけではなくて、健診を受ける対象者というのは、長期入院されている方は最初から健診から対象者としては除かれているということであります。

それともう1点、この受診率が低い・高いということでペナルティーはないかということでありますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、受診率の高い・低いについては、ペナルティーというのは今のところないということであります。

〇議長(知念善信)

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

ちょっと追加で回答したいと思うんですけれども、先ほど5月末出納閉鎖時点で、滞納者数が5,000 名ということで収入未済額が3億3,000万ほど計上されていますが、今現在、その数が1億5,000万余り に減っております。滞納者の数のほうも、約3,800名ほどに減ってきております。これは21年度に滞納繰 越分として今挙げられているということになっております。

そして、繰り返しになるんですけれども、資格証明書のほうは、現在のところは発行しておりません。 先ほど申し上げたように、今短期証のほうを発行して、滞納者の方に来ていただいて、市町村の窓口で きめ細かな相談をしていただいて納付の促進をしているというところで、その分の結果が出納閉鎖後に 約1,200名の方が納めていただいた結果だと思っております。

〇議長(知念善信)

ほかに質疑はありませんか。

伊芸孝議員。

〇伊芸孝議員

各市町村保険料収納率について、ちょっと質疑をしたいと思います。

この表を見ますと、市部がワースト10の中に7つの市が入っていますね。それとまた逆に、100%収納率のところは9つありますけれども、それはすべて離島の村になっています。その原因の分析がされたのかどうかが1つ。

その原因に対する対策は立てられているのかどうかが2つ目。

3つ目は、県全体の平均が一番右下にありますけれども、その県全体の平均はどういうふうにして計算したのか。その3つをちょっとお尋ねします。

〇議長(知念善信)

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

それではお答えいたします。

まず、各市町村別の保険料の収納率ということでございますけれども、今ご指摘のとおり収納率が100%のところは8町村ございます。それは全部離島の部分ということですね。そして、滞納している市町村の要因ということでございますけれども、現段階で言えることは収入が厳しいと、年金のみの収入だとか、あるいは前年度の所得が一時的に上がって保険料が高くなったということが見込まれているところで、詳細については、今後、市町村のほうに広域連合から県とも連携して調査を行って、これから調査の結果に基づいて分析していきたいというふうに考えております。

あと収納率の出し方ということでございますけれども、これは調定額の部分について実際に入ってき た保険料を割った数字ということでございます。以上でございます。

〇議長(知念善信)

伊芸孝議員。

〇伊芸孝議員

100%収納率は8じゃなくて9ですね。伊江村を含めて。

これは偏っているように思うんですよね。ワースト10の中に7つの市が入っていると。片や離島である町村のほうで100%の収入率であると。今の答弁では、収入が厳しかったからこうなったんだというふうなことは、これは説明になっていないと思うんですよ。なぜかと言いますと、所得の高いのは市部なんですよ。所得の低いところは離島なんです。離島が所得が低いんですよ、全体的に。全体的に所得の低いところが100%の収納率があって、一般的に所得の高い支部がワースト10の中に7つも入っているというのは、この全体の保険料を引き下げている。これは非常に深刻でありますので、原因を今から分析するとかじゃなくて、決算を見れば一目瞭然、これもこの組織の中で一番大きな問題点だと思いますので、きょうから原因を究明して、収入が厳しかったからこうなったんだというのはそうじゃないですよ。今思いつきで言ったかもしれませんけど、そういうふうにはとらえられない。早目に原因を追究して、分析して、その原因に対する対策を厳しくとって、来年はこういうふうな結果にならないように頑張ってもらいたいと思います。

〇議長(知念善信)

伊芸議員、これの答弁はよろしいですか。意見で。

〇伊芸孝議員

できるのであれば、今こういう結果に対する今後の取り組みというのを示してもらいたいです。

〇議長(知念善信)

当局の答弁を求めます。

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

お答えいたします。

ただいま、厳しいご指摘を受けましたことに対しまして、私どももっと真剣に反省をして、21年度は2カ年目に当たりますので、初年度であります20年度のことをもっと細かく分析をして、対応していきたいと思っています。

日本一収納率が悪いということが、所得との関係ということで単純にはいきませんよというご指摘だ と思いますので、もっと厳しくやって、この下位を何としてでも脱出する、あるいは差を縮めていくと いうようなことに取り組んでいきたいと思っております。

〇議長(知念善信)

ほかに質疑はございませんか。

又吉幸子議員。

〇又吉幸子議員

1点だけお尋ねいたします。

この保険料の徴収率ということで資料を出させていただいているんですけど、この中で事務局のほうで、例えば100%のところもありますし、悪いところで90.65ですか、そういう形で出ておりますけど、例えばこの100%の部分、所得の部分、そして軽減の部分が皆さんの中で把握されているかということについてお聞きしたいと思います。

(「議長、暫時休憩お願いします」と

言う者あり)

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時19分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

ほかにございませんか。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。 (「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時29分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

日程第12、認定第2号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

提案者の説明を求めます。島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

認定第2号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

説明につきましては、事務局にいたさせますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

〇議長(知念善信)

島袋朝以会計室長。

〇会計室長(島袋朝以)

認定第2号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申 し上げます。

44ページのほうに、目次が付されてございます。

それでは45ページ・46ページをお願いします。

会計別決算総括表で、歳入予算現額1,005億3,757万3,000円、収入済額952億325万5,117円、比較で53億3,431万7,883円の減額となっております。

次に歳出で申しますと、予算現額1,005億3,757万3,000円、支出済額883億6,673万8,606円、比較で121億7,083万4,390円の不用額、収入済額と支出済額との比較で68億3,651万6,511円となっております。

詳細については、51ページ、52ページの事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1 款市町村支出金。予算現額158億9,282万3,000円、調定額163億2,730万9,581円。収入済額160億648万2,407円、収入率は予算現額に対し100.72%、調定額で98.04%でございます。収入未済額は1項2目保険料等負担金3億2,082万7,174円で、収入率96.04%。収入率は、5月末まで広域連合に送金された保険料で算出されております。

2 款国庫支出金。予算現額340億7,380万1,000円、調定額329億6,446万2,972円、収入済額329億6,446万2,972円、収入率で予算現額に対しては96.74%、調定額で100%でございます。

3 款県支出金。予算現額80億7,114万7,000円、調定額・収入額とも76億3,722万3,793円、収入率は予 算現額に対し94.62%、調定額に対しては100%でございます。

次に、53ページと54ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金。予算現額419億9, 250万5, 000円、調定額380億9, 560万9, 000円、収入済額380億9, 560万9, 000円、収入率は予算現額に対し90.72%、調定額で100%でございます。

2款の国庫支出金から4款の支払基金交付金までの予算現額に対し、調定額・収入済額が減額となった理由といたしましては、歳出の医療費給付等とも関連いたします。

次に、5 款特別高額医療費共同事業交付金。予算現額7,026万8,000円に対し、調定額・収入済額が2,560万1,860円、収入率は予算現額に対し36.4%、調定額では100%でございます。

6款財産収入、7款給付金は費目存置となっております。

8 款繰入金。予算現額 4 億3, 701万7, 000円、調定額・収入済額が 4 億3, 510万9, 690円、収納率が予算 現額に対し99.56%、調定額では100%でございます。

55ページ・56ページをお願いいたします。

9 款諸収入。予算現額9,000円に対し、調定額3,876万5,390円となっております。収入済額が調定額に対して100%の収納率となっております。収入予算現額合計1,005億3,757万3,000円、調定額合計955億2,408万2,291円、収入済額合計で952億3,025万5,117円、収入未済額が3億2,082万7,174円、収入率が予算現額に対して94.69%、調定額で99.66%でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

57・58ページをお願いいたします。

1 款総務費。予算現額 4 億1, 178万3,000円、支出済額 3 億5, 355万3,950円、不用額5,822万9,050円、執行率が85.86%となっております。主な不用額は、1 節報酬、4 節共済費、8 節旅費で、診療報酬明細書点検業務の嘱託員の減によって生じております。12節役務費医療通知の通知回数の減、13節委託料で国保連合会への診療報酬明細書の点検業務、医療費通知等の回数減によるものでございます。

次に59ページ・60ページをお願いいたします。

2款保険給付費。予算現額991億228万2,000円、支出済額879億9,355万3,068円、不用額113億872万8,932円、執行率で88.79%となっております。主な不用額は、1項1目の療養給付費、2目の訪問看護療養費、2項1目の高額療養費等の医療費が伸びなかったためです。

また、障がい認定受給者の方々の制度選択によって、被保険者数が減ったことが考えられます。 次に61・62ページをお願いいたします。

3款県財政安定化基金拠出金。予算現額9,660万1,000円、支出済額9,348万4,000円、執行率で96.77%、

不用額が311万7,000円で、これは県の確定額によるものでございます。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金。予算現額7,046万8,000円、支出済額1,098万9,396円、不用額5,947 万8,064円で15.59%の執行率となっております。

63ページ・64ページをお願いいたします。

5 款保健事業費。予算現額1億8,648万7,000円、支出済額1億1,515万8,192円、不用額7,132万8,808円、執行率で61.75%となっております。不用額は11節需要費で健康手帳を購入する予定が、手帳の内容等に変更があるということで購入をしておりません。12節役務費。健康診査結果を広域連合から郵送する予定が、各健診機関から郵送するための不用額が生じております。13節委託料は、健診を受給する方が少なかったことが理由となっております。

また1項2目その他健康保持増進費の不用額は、健康づくり事業を予定しておりましたが、事業が実施されなかったための不用額となっております。

6 款基金積立金。予算現額 6 億5, 253万8, 000円、不用額 6 億5, 253万8, 000円となっております。これは基金積み立てをしなかったために生じております。

7款公債費、8款諸支出金は費目存置。

次に65ページ・66ページをお願いいたします。

9 款予備費。予算現額、不用額が1,741万2,000円となっております。予備費からの充当件数は2件で、759万6,000円となっております。

歳出予算現額合計1,005億3,757万3,000円、支出済額合計883億6,673万8,606円、不用額121億7,083万4,390円、執行率で87.89%となっております。

なお、決算書のほか、67ページに実質収支に関する調書、68ページに監査委員の意見書を添えてございます。

ご参照のうえ、ご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

宮城寛諄議員。

〇宮城寛諄議員

58ページの不用額が出たところで、嘱託員が減になったということがあったんですけども、その嘱託員が減になったというのはどうしてそういうふうになったのか、どの部分の嘱託員かということでもいいんですけど、そこは何でそうなったのかということですね。

それから、60ページの療養給付費のほうが減になったところは、障がい者の皆さん方も後期高齢に加入することができるんだけれども、もうこの選択が予定よりも少なかったということで、不要になったということなんですけれども、この障がい者の皆さん方が全県的に5,000人ぐらいが3,000人になったという話だったのかな。少なくなったということなんですけれども、その理由をもしご存じでしたら。例えば後期高齢者に入ると負担が多くなるからとか、後期高齢に入らないほうがいいということがあって選択して入らなかったというわけだと思うんですけれども、その辺のはっきりとした理由をご存じかどうか、要するに調べられているかどうかお伺いしたいと思います。

それから、基金への積立金ですけれども、約6億近くなんですけれども、行わなかったと。その件に関して、例えば基金に積み立てるのと、そうでないのとで、銀行の利子とかそういうのが変わるんですか。同じ沖縄銀行さんということになっていたと思うんですけれども、基金であっても普通の特別会計で持っていても、同じ利子なのか、それで基金を積み立てなかったために、この利子の部分で、例えばマイナスになったとかそういうことがあるのかどうか。その件をお伺いしたいと思います。

それと、81ページの保健事業の説明のところで、18.6%ということで低いということで、これもし全協のときの説明でも大体皆さん方もそういうものだというふうなことをおっしゃっていたんですけれども、例えばこの後期高齢じゃないときには、各地域での住民健診みたいな形でそういった健診が行われていたはずなんですけども。例えば75歳以上の皆さん方、そのときの健診率と比べてどうなのか、そのへんは調査されていますか。されているんでしたら、そのへんに低いという理由があると思うんですけれども、どうなのか。要するになぜ低くなったかということ。

以上、お願いします。

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前11時47分 休憩) (午前11時47分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

島袋朝以会計室長。

〇会計室長(島袋朝以)

前後するんですけど、基金の利息に関して、私のほうから答弁したいと思います。

基金の利息に関しては、普通預金と定期預金の分しか利息はされません。ただ、この基金に関しては、 普通預金のほうにあったんですけど、その分を定期預金のほうに回しまして、利息についてはやっぱり 多めにもらえる定期に回してますからその分については普通預金よりは多めに利息がついたということ です。

〇議長(知念善信)

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

それではお答えいたします。

先ほど宮城寛諄議員のほうから、当初、障がい者認定を受けている方がこの制度から抜けた要因ということなんですけれども、当初は、制度発足後は約5,600名余りの方が制度に加入しておりましたけれども、それで撤回ということで1,000名余りの方が抜けています。

その要因としては、大体の方が障がい者認定を受けている方は社会保険の被扶養者の方ということで、 保険料が発生していないという状況ですね。ここの後期高齢者医療制度のほうにもし加入することにな れば、保険料が発生するということがありますので、まず大半がその要因ではなかろうかというふうに 考えております。

以上でございます。

〇議長(知念善信)

宮城清事業課長。

〇事業課長(宮城清)

それではお答えいたします。

まず、事業課のほうで答弁するものの中では2点あったかと思います。

まず1点目が、この広域連合で嘱託職員の採用減があったということだけれど、これについてはどうしてかというお話でした。これは、当初20年度スタート時点では、15名のレセプトのほうの嘱託職員を予定しておりまして、募集いたしましたけれども、応募者が13名しか見えなくて結果的に15名の確保ができなかったという状況がありました。

それからもう1点、健診の質疑でありましたけれども、74歳未満については特定健診ということで市

町村のほうで実施しているわけですけれども、我々広域のほうはご存じのように、75歳以上の後期高齢の方の健診ということで事業を実施しているわけですけれども、答えにはなりませんけれども、74歳未満の健診率については、現在、資料を把握していなくてちょっとお答えできませんけれど、特定健診のほうも受診率が下がっているかということにつきましては、正確なお答えができないことをご勘弁願いたいと思います。

(「休憩お願いします」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前11時52分 休憩) (午前11時53分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。宮城清事業課長。

〇事業課長(宮城清)

先ほどのご質疑の内容が、全く私の答弁と違っていまして、改めて答弁いたしたいと思います。

75歳以上の健診につきましては、20年度スタートということでありましたけれども、それ以前の75歳以上の方が、国保時代にどのぐらいの健診率があったかということについてなんですが、これ、今ちょっと資料がなくてこれもお答えできません。今、事務局のほうで調べておりますけれども、もし議場の今の時間帯でお答えできましたら答弁させていただきたいと思います。

〇議長(知念善信)

宮城寛諄議員。

〇宮城寛諄議員

嘱託員のほうが、レセプトのほうで15名の予定が13人しか来なかったということなんですけれども、 それはその人数で支障はないのかどうか。15名予定していたわけですから、レセ点検が遅れたとか、そ ういう影響がないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの健診率の問題なんですけれども、ぜひそのへんは市町村では資料を持っているは ずですから調べてください。

要するに、後期高齢者医療制度をスタートしたために、健康診断が分けられたために落ちるということがあったのでは、住民の皆さん方の健康をチェックするという面ではマイナスですので、お年寄りの皆さん方はそういう低いだろうということで、全協のときにはそういう説明だったけれども、それでは済まないんじゃないのかなあというふうに思いますので、ぜひそのへんは市町村でチェックをして18%というのが高いのか低いのか、そのへんはぜひ調べてやってほしいというふうに思います。

〇議長(知念善信)

島袋朝以会計室長。

〇会計室長(島袋朝以)

それでは、私のほうから少し答弁したいと思います。というのは、3月まで事業課も兼任しておりましたので、私のほうから答弁していきたいと思います。

まず嘱託の件については、15名の予定で出したんですが、公募もしたんですけど13名の採用があったということです。その後も何回か採用しまして、現在ではレセプト点検は15名になっております。その分については、今後ともこの15名体制でやっていって、それは支障がないように十分やっていきたいというふうに思っております。

それともう1点、保健事業関係なんですけれども、今のところ沖縄県が今までの分の老人医療につい

てまだ把握はしていないんですけれども、後期高齢者になって、参考までに各都道府県の受診率、九州 あたりを述べたいと思います。

九州各県、福岡県、19年度で15.41%、20年度で14.87%。佐賀県19年度で16.41%、20年度で8.21%。 長崎県で19年度で12.22%、20年度で10.05%。熊本県のほうで19年度で17.02%、20年度で7.7%。大分県のほうで19年度で21.42%、20年度が18.61%。宮崎県のほうで19年度が21.43%と20年度が19.22%。 鹿児島県で19年度14.96%、20年度で11.63%。沖縄県が19年度で23.46%、20年度で19.34%ということで、これは速報値で出されていますので、九州各県では受診率については一番高いのかなと思います。 しかし19点何%ですから、もう少し受診率を上げる方法をこれからも一生懸命努力をして、受診率を上げていきたいというふうに考えております。

〇議長(知念善信)

宮城寛諄議員。

〇宮城寛諄議員

今の受診率で19年度と20年度を比べると、各県とも極端に落ちているなというふうに見るんですけれども、これは後期高齢医療制度がスタートして、これまでの住民健診でみんな一緒にやっていたのと、要するに別々というか、そういうふうにやったために、そういう結果になったんじゃないかなと私は見るんですけれども、皆さん方はこれはどういうふうにとらえられているんですか。

〇議長(知念善信)

島袋朝以会計室長。

〇会計室長(島袋朝以)

これまでも各市町村の老人医療とか国保の健診事業も、今までは同時にやっていたわけですけど、後期高齢者になっても同じように75歳以上の後期の方も一般住民の方も同じ日程のほうで健診はしていますので、今回に関しては確か南城市あたりが独自にやっていると思うんですけど、そのへんも踏まえながら別々にやっているんじゃなくて同じような集団健診、各病院での健診も受けられるようになっていますので、これからも広報活動を十分にやりまして、受診率を上げていくような努力をやっていきたいというふうに考えております。

〇議長(知念善信)

ほかに質疑はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

比嘉瑞己議員。

〇比嘉瑞己議員

改めまして、那覇市から選出された比嘉瑞己と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております認定第2号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

当後期高齢者医療制度は、制度が始まる前から大変大きな批判がある中、昨年4月から制度が始まりました。

今回、初めての決算が出たわけですが、ただいま議題となっている特別会計の決算の中で、未収金の問題が明らかになりました。3億2,082万7,174円、この収入の未済があります。皆さんご存じのように、後期高齢者医療保険料は年金からの天引きが原則であります。

しかしながら、年金が年額18万円未満、月にすると1万5,000円未満の年金受給者や、介護保険料と合

わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方などは、年金天引きではない納付書などによる普通徴収 となります。

こうした少ない年金の方々の未収額が3億2,082万7,174円にも上っております。人数にいたしますと約5,000人という答弁がありました。収納率は沖縄県全体で96・27%です。年金収入の少ない高齢者一人一人から保険料を取り立てているというこういうやり方は、現在の後期高齢者医療制度そのものが破たんしていることを裏付ける数字だと私は思います。お年寄りいじめのこうした制度は、直ちに廃止をするべきだと考える立場から、この決算に対して反対をするものです。保険料は、負担能力に応じて納めることができる制度を目指すべきであります。

よって、認定第2号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について 反対をするものです。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認めます。

これより認定第2号について挙手にて採決をいたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

〇議長(知念善信)

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

休憩いたします。

(午後0時4分 休憩)

(午前0時4分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

〇議長(知念善信)

日程第13、議案第12号、平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

議案第12号、平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5億5,346万4,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,429万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 『第1表歳入歳出予算補正』による。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長島袋俊夫。

以下、説明につきましては、事務局にいたさせますのでよろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

議案第12号、平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について詳細をご 説明申し上げます。

まず、歳入について説明いたします。

88ページと89ページをご覧いただきたいと思います。

第2款2項第1目の国庫補助金で、高齢者医療制度を円滑運営臨時特例交付金が、国から21年度分として1億4,323万9,000円交付されることが確定いたしましたので、その額を計上しております。

それから第5款繰入金は、高齢者医療制度臨時特例基金から保険料軽減等を行うための財源としまして、3億9,244万5,000円の繰入を行うものであります。

次に、第6款繰越金は、前年度決算剰余金1,778万円を受け入れるための計上であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

90ページと91ページをご参照ください。

第2款第1項1目一般管理費で、5億5,397万8,000円を計上してありますが、これは内訳としまして41市町村構成市町村への共通経費の精算金1,741万1,000円、それから臨時特例基金への積立金1億4,324万円、また特別会計への繰出金として3億9,244万5,000円。これは保険料の軽減等を行うための財源として繰り出すものであります。

以上が補正予算の概要であります。

ご審議よろしくお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げます。

議案第13号、平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成21年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ69億2,823万3,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1,220億8,201万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 『第1表歳入歳出予算の補正』による。

平成21年8月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

以下、説明につきましては事務局にいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

議案第13号の詳細につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。

95ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正総額は、69億2,823万3,000円と高額になっておりますが、これは平成20年度の特別会計決算剰余金の受け入れが主な理由になっております。

次に、医療費が増加した場合や保険料の軽減を行うために対応するための経費として、第8款繰入金を8億470万4,000円、また今定例会での議決を得て後日設置されます後期高齢者医療制度運営懇話会などに係る第2款国庫支出金として706万6,000円があります。

これらの歳入を財源といたしまして、第 1 款市町村負担金を 7 億2, 005万3, 000円軽減する内容になっております。

次に歳出についてご説明いたします。

96ページをご覧いただきたいと思います。

第1款総務費第1項総務管理費は、市町村に負担していただきました共通経費の精算金と運営懇話会委員報酬等で4,066万2,000円の増額。

第6款基金積立金は、予想以上に医療費の伸びがあった場合、これから先医療費が伸びた場合に備えるための予算であります。20年度分の6億5,253万8,000円と合わせて、総額として10億6,479万6,000円を計上しております。

次に、第8款諸支出金は、保険料の過誤納付に伴う還付金が2,943万7,000円、20年度の医療費の実績に応じた国庫負担金の精算金、返還金です、これが53億1,901万4,000円、合計でなります。また、高額療養費特別支給金250万円が計上されております。

最後に今年度の想定外のことに対応していくための財源としまして、第9款予備費に4億7,182万4,000円を増額計上しております。

説明は、以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(知念善信)

これより本案に対する質疑に入ります。

(「進行」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(知念善信)

日程第15、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、議事日程のとおりであります。

順次発言を許します。

比嘉瑞己議員。

〇比嘉瑞己議員

発言通告に基づきまして質問をいたします。

平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出の決算について伺いたいと思います。 まず初めに、歳入の第1款第1項市町村支出金についてです。

3億2,082万7,174円もの収入未済額について、未済者は何人か。普通徴収者全体に占める割合も含めて答弁を求めるものです。収入未済額の大きい市町村について、上位5位を問うものです。

また、収入未済の要因を問います。

次に、負担能力を超えて徴収する後期高齢者医療制度は廃止すべきと考えますが、当局の見解を問う ものです。

2つ目に、歳入第3款第3項県補助金について伺います。全国平均額はいくらでしょうか。また沖縄県の決算額を問うものです。

最後に、平成20年度決算剰余金について伺います。決算剰余金はいくらでしょうか。条例で定められた償還金や、基金を積み立てた後の予備費はいくらでしょうか。予備費を使った県独自の減免制度を創設すべきと考えますが、当局の見解を問うものです。

以上、壇上での質問は終わりますが、残りの時間は答弁によりましては自席より再質問させていただきます。

〇議長(知念善信)

具志堅興淳管理課長。

○管理課長(具志堅興淳)

それではお答えいたします。

まず1番目の項目の、3億2,082万7,174円の収入未済額について、未済者が何人かということと、普通徴収率全体に占める割合を含めてのご質問にお答えいたします。

まず、5月末の出納閉鎖時における未納者数は、全県で約5,000人となっております。その未済者の100%が普通徴収者の方となっております。

そして、収入未済額の多い市町村は、那覇市、沖縄市、浦添市、うるま市、そして宜野湾市など、被

保数の数が多いところとなっております。

また要因につきましては、無年金等の生活困窮などが考えられますが、今後県と連携して市町村の状況について調査を実施して、分析を行って実態把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして3番の負担能力を超えている徴収についてでありますけども、後期高齢者医療制度は現役世代からの支援と公費を充てんに当てるとともに、高齢者の方にも原則1割の保険料として応分の負担をしていただくことになっております。ただし高齢者の方で、保険料の負担能力が厳しい方については、保険料の均等割部分を9割、8.5割、5割、2割の軽減措置など手厚い改善策が図られてきております。後期高齢者医療制度は、高齢者の方が安心して医療が受けられる制度であり、将来にわたり国民皆保険を堅持し、高齢者の適切な医療を国民全体で支えるために創設された重要な制度であると認識しております。

以上でございます。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

比嘉瑞己議員の2番目の質問、歳入第3款第3項県補助金についての1番目、全国平均額はいくらか。 また、沖縄県の決算額等についてお答えいたします。

県補助金でございますが、厚労省の調査によりますと、都道府県の財政支援として、受診率向上を目的とした健康診査事業へ補助金を交付している都道府県は11都道府県となっております。平均額は1億277万8,000円となっております。

なお、沖縄県を含むほかの36道府県の広域連合では、県補助金の実績はありません。

次に、3番目のご質問、平成20年度決算剰余金はいくらか。条例で定められた償還金や基金を積み立てた後の予備費はいくらか。予備費を使った県独自の減免制度を創設すべきである。当局の見解を問うについてお答えいたします。

平成20年度特別会計の決算剰余金は、68億3,651万6,511円であります。うち償還金と基金積立金として、60億1,200万円であります。残りの決算剰余金は差し引きますと8億2,451万7,000円になります。この中から、2分の1相当額を保険給付費と準備基金4億1,225万9,000円として積み立てますと、残りは予備費の4億1,225万8,000円でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度施行後は改善が進められているところであります。低所得者に対しての保険料につきましては、平成21年度において均等割部分の9割軽減が創設され、手厚い軽減策が図られていることから、減免につきましては、新たに制度を創設するのではなく、現在、本広域連合条例に規定されている現行の減免制度を活用して対応をしていきたいというふうに考えております。

〇議長(知念善信)

比嘉瑞己議員。

〇比嘉瑞己議員

答弁どうもありがとうございました。

それでは、要望なども交えまして再質問をさせていただきます。

今回ほかの他の議員の皆さんからも質問がありましたこの未済額、大変大きな額だと思うんです。それで今回決算が出ているわけですから、正確な数字を答えていただきたいんです。滞納者約5,000人という数字ではなくて、皆さんきちんと収納率も出しているわけですから、もとになる数字があると思いますので、今回の資料の中で私は出てくるものだと思っておりましたが、収納率しか出ておりません。これは改めてそれぞれの人数も含めた資料の提出を求めたいと思います。

今この一般質問の中では時間がありませんので、改めて先ほど答えた5市の中での人数ですね。実際

の人数はどれだけ滞納者がいるのか。私の聞き方で、もちろん滞納している方は皆さん100%普通徴収なのは知っているわけなんです。私が聞きたい割合というのは、その全体の普通徴収者の中で滞納している人の割合は何人なのかということが聞きたいので、その点を含めて5市の数字を答えていただきたいと思います。

さらに、先ほど質疑の中で出ていました短期証についても、この5市だけで結構ですので、短期証は それぞれ何人に渡しているのかということを、まず聞きたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午後 0 時25分 休憩) (午後 0 時27分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

まず、比嘉議員からの質問で、滞納者数が約5,000名というふうにお答えしていますけれども、正確な数字の確認ということでございますけれども、5月末の出納閉鎖時における滞納者数ということで、こちらのシステム上で把握している人数では5,154名というふうに把握しております。

そしてその中の短期証の発行数ですけれども、その中で候補者数が3,290名おりまして、実際に発行された件数が3,150名ということで、これは市町村の窓口において分納の誓約ないしは、もしくはその時で納めたという方がおられて、またその数字が減っているというところでございます。

(「では普通徴収の全体の数だけで

も言ってください」と言う者あり)

普通徴収の全体の数は、ちょっと今手元に資料がございませんので、確認次第、後ほどまたお答えしたいと思います。

〇議長(知念善信)

休憩いたします。

(午前11時29分 休憩) (午前11時29分 再開)

〇議長(知念善信)

再開いたします。

具志堅興淳管理課長。

〇管理課長(具志堅興淳)

お答えいたします。

普通徴収率の全体に占める割合ということで、92.8%が収納率です。ですから特別徴収が100%ですので、普通徴収は収納率が92.8%ということです。

(「総数は何人いるんですか」と言う

者あり)

〇管理課長(具志堅興淳)

人数については把握していません。あくまでも、この収納率は金額でもってやっておりますので、調定額に対しての実際に入った保険料の額ということでやっておりますので、人数については各市町村からの集計に基づいてでないとできないということですね。ただ、その未納者数が5,146名ということですね。

〇議長(知念善信)

比嘉瑞己議員。

〇比嘉瑞己議員

これは決算でありまして、出納閉鎖もしているわけです。皆さん、数字も収納率は出しているわけだから、しっかりと実態を把握して出すべき資料だと思うんですね。しかも、これ私は急な質疑ではありません。通告もして、この会議に臨んでいるわけですから、しっかりとした資料を必ず提出していただきますよう重ねて要望したいと思います。

次に、先ほど短期証の話も聞きたかったのですが、資格証は今発行していないということでした。厚生労働省もこうした通知を出しているわけですから、保険証を奪い取るようなことはあってはならないと思いますので、そこらへんは留意していただきたいと思います。後期高齢者医療制度の導入までは、お年寄りのいる世帯の保険証の取り上げは禁止されておりました。これは、国保や老人保健法において、高齢者は障がい者や被爆者と同様に保険証は取り上げてはならないというふうに、厳格に法でうたわれていたわけであります。これが、後期高齢者医療制度が始まってから、今はないけれども、これが資格証の発行があり得るという制度になっております。普通徴収となる高齢者の方は年金収入は少額です。そもそも滞納となる可能性が高いのが実態であります。このような方から、滞納を理由に保険証を取り上げて医療機関の窓口で全額自己負担になる資格証の発行は決して行ってはいけないと思いますので、その点は今後とも留意していただきたいと思います。

最後に、県の補助金について沖縄県はいくらもないということでした。こうしたあり方も、これから 問われていくと思うんです。それで決算剰余金とも関係してくるのですが、皆さん現行でも減免制度が あるので十分だという認識だったみたいなのですが、これだけ3億何千万というお金が未収になってい て、5,000人以上の方々が滞納している。これで減免制度が充実しているとは言えないと思います。

私が求めているのは、国が決めた減免制度ではなくて、県独自の減免制度をつくるべきだという主張ですので、その点をきちんとつかんだうえで答弁していただきたいのですが、それでは先ほど答弁がありました決算剰余金が出たわけですけれども、結果として償還金、積立金、これはやらなければいけない金額があります。でも、それを全部振り分けたあと、残ったお金4億1,000万円余りは予備費として皆さんは置いております。この予備費が今後どういうふうに使われるのか。私は県独自の減免制度をつくるべきだという主張なんです。その点を踏まえて予備費の使い道と県独自の減免制度をつくるべきだという私の主張に改めて答えていただきたいと思います。

〇議長(知念善信)

島袋庄一事務局長。

〇事務局長(島袋庄一)

ただいまの再質問にお答えいたします。

予備費の4億1,000万円の目的でございますが、これは今年度のこれから以降、下半期の医療費の伸びとか、予想以上の伸びがあった場合に対応をするための財源として考えております。

広域連合の医療費は1,000億円規模になっておりまして、1%医療費が伸びますと約10億円という規模でございます。0.5%で約5億円といったことで、かなりの財源を必要とするものですから、本来は予備費はもっと必要かもしれませんが、今の財政状況の中で、この規模ということになっております。

次に、県独自の減免制度の創設ということでございますけれども、減免制度は一般的には自己財源をもとにして創設するのが独自制度ということになるわけでございますけれども、私ども沖縄県の広域連合の現在の状況では自主財源といいますか、本来の意味での自主財源が非常に少ない状況でございますので、現在は高確法(高齢者の医療の確保に関する法律)に基づく制度の範囲内での減免を可能な限り活用して対応していきたいというふうに考えております。

〇議長(知念善信)

比嘉瑞己議員。

〇比嘉瑞己議員

広域連合独自ではなかなか難しいということでした。ですから、やはり県の姿勢も問われてくると思うんですよね。沖縄県がいくらも補助金を出していない。全国ではきちんと出している県もあるわけですから、長寿の島としてしっかりと県の果たす役割は問われていると思います。

そもそも、やはりこの制度が根本的な矛盾を抱えているというのが今回の決算でわかったと思います。 5,154人の方々が保険料を納めたくても納められない。こうした実態がある。こうした人たちが年金わずか月1万5,000円以下ですよ。こうした人たちが納められないで困っている制度ですから、これは根本的な矛盾があるんです。負担能力に応じて保険料を納める。これが本来あるべきルールですが、それがない。もう75歳という年を重ねただけで年金から天引き、そして年金から取れない人はこうして資格証や短期証をちらつかせて脅すような制度で、到底国民が納得できる制度ではないと思います。私はこの制度は、やはりこうした矛盾を抱えている以上は廃止するべきだと思います。そのことを訴えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(知念善信)

日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出たとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

〇議長(知念善信)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものに つきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(知念善信)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

新型インフルエンザが流行しておりますので、議員各位におかれましては、健康にご留意の上で議員 活動に専念されますようご期待申し上げます。

これで平成21年第2回沖縄県後期高齢者医療広

域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時39分 閉会)

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成21年(2009年)8月27日

議 長 知念善信

署名議員 永山盛廣

署名議員 宮里洋一